

[迫り来る法改正／時代変化の荒波－39：労働法の歴史的転換？？]

<序文>平成29年3月28日、働き方改革実現会議が決定し発表した「働き方改革実行計画」の冒頭部分－(1) 経済社会の現状－は、次の様な書出しで始まっています。『4年間のアベノミクス(大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略)は大きな成果を生み出した』。そして『名目GDPは…、ベースアップが…、有効求人倍率は…、正規雇用も…、子供の相対的貧困率は…』云々と、数字を織り交ぜた自己宣伝アピールが続き、『日本経済はデフレ脱却が見えてきており、実質賃金は増加傾向にある』という文言で、前段を締め括っています。確かにここまでは、哲学無き者の厚顔無恥な自画自賛－として聞き流せば済む話かも知れませんが、問題は、それに続く『他方、個人投資や設備投資といった民需は持ち直しつつあるものの、足踏みがみられる』から始まる、直後の後段で顕著に現れる牽強付会な論理展開です。

現政権下での経済政策は成功しており、デフレ脱却も指呼の間にあると主張しながら、少子高齢化(人口問題)とイノベーションの欠如、第4次産業革命等に向けた投資不足が足を引っ張っている－だから、経済を再生するには、投資やイノベーションを促進することで、生産性の向上と労働参加率(16～64までの労働力人口＝有償で働く人の数)の向上を図る必要があり、その為には一億総活躍社会＝誰もが生きがいを持って、その能力を最大限発揮する社会＝を実現することが必要不可欠である…と云うのが、その論拠。経済政策が文字通り成功だと云うのなら、一億総活躍等と云うお題目は無用であり、人口問題や投資不足を引き合いに出し、恰も政府の努力が及ばない処で別の力学が働いているかのような言い回しを用いるのは、語るに落ちた様なもの。財界向けの優遇措置＝法人税減税＝は投資促進に繋がらず、内部留保を膨らませる一方で、消費税増税が祟り個人消費は低空飛行のまま－と云うのが偽らざる現実。“金持ち優遇、大企業優遇という批判は的外れであり、自由競争原則を機能させておけばマーケットメカニズムが働き、経済は何れ最適解に辿り着く。当初、富裕層や大企業に偏在していた富も、納税を通して徐々に底辺まで行き渡り、格差も縮んで行く“－今次経済政策の裏付けとなったのは「新自由主義」と呼ばれる経済理論であり、その背景思想は自由放任主義。が、金利をマイナスにまで下げ、GPIFを株式市場に放り込んで株価を維持し、減税を行って支えてもなお財界の動きは鈍く、個人の消費は上向かない。例え市場(放任)主義絶対理論に矛盾しようとも、力づくで状況を変えなければ成果は誇れない。「一億…」とはそもそも、政策の失敗を企業負担で賄おうという、呆れた対策を糊塗する為のスローガンではないのか…その辺りを検証してみたいと思います。